

介護福祉士、社会福祉士をめざしているみなさん！ 神奈川県介護福祉士・社会福祉士修学資金 を活用してみませんか？



- ・ 神奈川県では将来神奈川県内の介護・福祉事業所で専門的な資格を持って働こうと考えている学生に対して修学にかかる費用の貸付を行います。
 - ・ 月 額 3万円もしくは5万円×在学期間（修業年限）
 - ・ 入学準備金 20万円以内
 - ・ 就職準備金 20万円以内
- 国家試験受験対策費用 4万円×毎年度（介護福祉士のみ/修業年限内）

貸付利子 = 無利子/貸付期間は養成施設の正規の修業年限

介護福祉士等の国家資格登録後、県内の指定事業所において、所定期間福祉・介護の仕事に従事することで返還が免除される修学資金です

貸付対象は次のすべての条件を満たす方です

- ① 県内在住、または県内の養成施設に在学している
- ② 国家資格を取得したのちに卒業後に県内の福祉・介護施設で働く意思がある
- ③ 他の自治体が行っている介護福祉士等修学資金、生活福祉資金を借りていない
- ④ 連帯保証人（未成年の場合は法定代理人）の用意がある

お問合せは 介護福祉士等養成施設のご担当者、またはかながわ福祉人材センターへ（045-312-4816）

【貸付内容】

修学費 月額3万円、もしくは5万円（修業年限内）

入学準備金 20万円以内（入学した年）

就職準備金 20万円以内（卒業する年）

国家試験受験対策費用 1回4万円（介護福祉のみ/修業年限/回 平成29年度以降に卒業する者から）

生活費加算（*貸付条件に合う方のみ。詳細は在籍する養成施設、または福祉人材センターにお問合せください）

※途中での増額申請はできません。※退学や福祉職を諦めた等の方は貸付途中でも契約を解除することがあります。

修学資金の申請から借入まで

- ① 在籍する養成施設の推薦を受けて神奈川県社会福祉協議会に申請
- ② 審査・貸付決定
- ③ （決定した人は）借入に必要な書類を整え、養成校経由で提出
- ④ 修学費は原則年4回、在学確認のうえ、指定口座に振り込み

国家資格取得、養成施設卒業から返済免除まで

- ① 卒業年限で国家資格を取得し、登録手続きを行います。
- ② 国家資格登録証写しと、福祉・介護の指定事業所に就職したことを証明する書類を提出することで、修学資金の返還が猶予されます。
- ③ 卒業後、5年間、福祉・介護の仕事を継続して勤務されたとき、返還支払免除申請をすることができます。

指定事業所とは

特別養護老人ホーム、老人保健施設、訪問介護事業所、障害者支援施設、児童養護施設などがあります。取得する国家資格により指定が異なりますので、詳細は修学資金貸付決定者にお渡しする「貸付の手引き」を参照してください

!!ご注意ください!!

☑国家資格登録手続きをしなかった場合は修学資金の返還対象になります。

☑卒業後、神奈川県内で福祉・介護の仕事につかなかった場合や、県外で就労した場合は原則として返還対象になります。また所定期間以上の勤務実績がない場合も返還対象になります。

返還例 * 2年間の養成施設で168万円、借り入れた場合は、6年間、月々23,333円程度の返済となります。



(福) 神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉人材センター

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2-13 階

☎045-312-4816 <http://www.kfjc.jp/>